

融資名	資金用途	限度額	名目利率	区負担利率	利用者負担利率	返済期間	追加要件	信用保証	その他	
1	小口零細資金	2,000万円	2.0%	1.7%	0.3%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇従業員数が製造業等(建設業・運送業・不動産業含む)は20人以下、卸売・小売・サービス業(娯楽業・宿泊業を除く)は5人以下であること ◇既に信用保証協会からの保証付融資を受けている方は、その融資残高と今回申し込む融資額の合計が2,000万円以下であること	必要 ※2	【従業員数について】 1頁の※1参照 【必要書類】 6～7頁参照 (創業支援資金は10頁参照)	
2	事業資金		2.2%	なし	2.2%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇特になし	必要な 場合有	【返済方法】 ◇据置期間経過後から毎月元金均等返済または一括返済 ◇創業支援資金は据置期間経過後毎月元金均等返済	
3	景気対策緊急資金		2.2%	1.8%	0.4%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇同一事業を引き続き3年以上営んでいること ◇最近3か月間または1年間の売上高または売上総利益が前年または2年前ないし3年前の同期に比べて3%以上減少していること ◇経営活力改善資金(令和4年3月受付分にて終了)の融資残高との合計が2,000万円以内であること	必要な 場合有	【信用保証料】 信用保証料は自己負担 ※2 小口零細資金は、東京都保証料補助(1/2)制度が適用される場合あり ※3 創業支援資金は、東京都保証料補助(2/3)制度が適用される場合あり	
4	事業転換多角化資金		5,000万円	2.3%	1.7%	0.6%	運転資金を含む場合9年以内 設備資金のみの場合10年以内 (いずれも据置6か月以内を含む)	◇現在の事業の一部を縮小または全部を廃止し、新たな事業を実施すること、または現在の事業を継続しながら、新たな事業を実施すること ◇面談予約が必要です	必要な 場合有	【連帯保証人】 (法人)原則代表者個人 (個人)原則不要 信用保証協会等・金融機関等の審査により追加が必要な場合、又は不要な場合あり
5	経営改善借換資金	借換 (追加で運転・設備可) 4,000万円 (うち追加は2,000万円以内)	2.2%	なし	2.2%	7年以内 (据置なし)	◇区の制度融資を利用し、元金の返済が12か月以上継続していること ◇本制度の利用により月々の返済が軽減されること ◇一本化できるのは区の制度を利用し、同一金融機関から融資を受けたものであること ◇本制度を利用して借換したものを再借換することは不可	必要な 場合有	【担保】 必要な場合あり	
6	省エネルギー対策資金	設備	2,000万円	2.2%	2.0%	0.2%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇世田谷区環境政策部 気候危機対策課の指定する省エネルギー機器等《※1》を購入・設置(両方・片方いずれも可)する事業者であること	必要な 場合有	【適用金利】 ◇固定金利 ◇利率は融資実行時点の利率を適用
7	創業支援資金	運転 設備	2,000万円	2.0%	1.8%	0.2%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇9～10頁参照	必要 ※3	【貸付形式】 証書貸付
8	商工業団体経営高度化資金		1億円	2.3%	1.3%	1.0%	運転資金を含む場合9年以内 設備資金のみの場合10年以内 (いずれも据置6か月以内を含む)	◇商店街振興組合・協同組合等の運営や事業のための資金であること	必要な 場合有	
9	緊急特別融資	運転	300万円	1.9%	1.8%	0.1%	1年6か月以内 (据置6か月以内を含む)	◇年末・年度末に必要な運転資金であること ◇受付期間 第1期11月1日～11月末日 第2期2月1日～2月末日 ◇いずれかの期間中に1回限りの申し込みであること	必要な 場合有	
10	災害応急資金	運転 設備	500万円	2.1%	1回目1.8% 2回目2.1%	1回目0.3% 2回目なし	6年以内 (据置12か月以内を含む)	◇一定の地域に集中して発生した自然災害により損失を受けた中小企業者であること ◇災害により被害を受けた日から2か月以内に申請すること ◇7頁参照	必要な 場合有	

《※1》太陽光発電設備、太陽熱利用システム、蓄電池、エコカー等、対象機器については気候危機対策課(電話03-6432-7130)へご照会ください。

最新の情報はホームページでご確認ください。



●世田谷区の融資あっせん制度では、次の制度も設けています。詳細は、お問い合わせください。

融資名	対象
施設設備近代化資金	中小企業の経営の近代化または合理化のための設備資金
小規模事業者景気対策緊急資金(倒産防止特別融資)	不況により事業継続に多大な影響を受けている小規模事業者(審議会で審議のうえ、あっせんの可否を決定します)

●政府系金融機関の融資制度をご利用の方は、次の利子補助制度を設けています。

融資名	対象
小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)	日本政策金融公庫から当融資を受けた区内小規模事業者
新事業育成貸付	日本政策金融公庫から新事業育成資金の融資を受けた区内中小企業者
準工業地域保全資金	日本政策金融公庫から融資を受けて準工業地域内に事業用施設のための土地を購入した区内中小企業者
公衆浴場施設整備資金	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫または東浴信用組合から融資を受け、東京都の公衆浴場施設整備資金利子補助制度を受けている区内公衆浴場経営者

利子補給

一部の融資制度は、区から利子の一部が補助されます。(4頁「区負担利率」欄参照)支給方法の詳細は、金融機関にお問い合わせください。

なお、過払いが発生した場合には、金融機関を通じて過払い発生時に遡って返還していただきます。

〈利子補給の終了事由〉

次の事由が生じた場合、利子補給を終了します。

- 法人が本店登記を区外に移したとき(住所移転日に終了)
- 個人が主たる事業所(全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等)を区外に移したとき(住所移転日に終了。ただし、事業主の住所が区内にある場合は、利子補給を継続)
- 一括繰上返済をしたとき
- 代位弁済があったとき(期限の利益喪失日に終了)
- 世田谷区制度融資取扱支店以外へ取引口座を移管したとき
- 申し込み内容に偽りがあったとき